○王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和49年６月18日条例第43号

改正

昭和53年３月11日

昭和57年３月25日

昭和58年６月29日

昭和62年３月11日

平成６年12月14日条例第16号

平成12年３月13日条例第16号

平成15年３月17日条例第12号

平成18年３月８日条例第４号

平成19年12月19日条例第23号

平成21年９月７日条例第22号

令和元年12月12日条例第20号

令和２年３月９日条例第３号

令和３年６月16日条例第15号

王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第２条　団員の定数は、75人とする。

（任用）

第３条　消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は、村長の承認を経て団長が、次の各号の資格を有する者のうちから任用する。ただし、機能別消防団員にあっては、別に定める規則により村長が認める者のうちから任用する。

（１）　木曽郡内に居住する者又は当該消防団の区域に勤務地を有する者

（２）　年齢18歳以上46歳未満の者。ただし、団長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（３）　志操堅固で、かつ、身体強健な者

（欠格条項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

（２）　第７条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第５条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

（１）　勤務実績が良くない場合

（２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（３）　前２号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

（４）　定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

（１）　前条第３号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）　当該消防団の区域外に転住したとき。

（懲戒）

第６条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

（１）　消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。

（２）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（３）　団員としてふさわしくない非行があったとき。

２　停職は、１月以内の期間を定めて行う。

第７条　分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

（服務規律）

第８条　団員は、団長の招集によって出動し、服務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第９条　団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては村長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条　団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬及び費用弁償）

第12条　団員の報酬及び費用弁償は、非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例（昭和53年王滝村条例第101号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第13条　団員で公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

２　公務災害補償の額及び支給方法については、王滝村消防団員等公務災害補償条例（昭和39年王滝村条例第54号）の定めるところによる。

（退職報償金）

第14条　団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職報償金を支給する。

２　退職報償金の額及び支給方法については、王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年王滝村条例第53号）の定めるところによる。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　王滝村消防団条例（昭和37年王滝村条例第43号）は、廃止する。

附　則（昭和53年３月11日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年４月１日から適用する。

附　則（昭和57年３月25日）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年６月29日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年３月11日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年４月１日から適用する。

附　則（平成６年12月14日条例第16号）

この条例は、平成７年１月１日から施行する。

附　則（平成12年３月13日条例第16号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月17日条例第12号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月８日条例第４号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年12月19日条例第23号）

この条例は、平成20年１月１日から施行する。

附　則（平成21年９月７日条例第22号）

この条例は、平成21年10月１日から施行する。

附　則（令和元年12月12日条例第20号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附　則（令和２年３月９日条例第３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月16日条例第15号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。